

別府市監査委員告示第1号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象	消防本部、消防署
	行政委員会 選挙管理委員会事務局

令和7年2月28日

別府市監査委員 姫 野 綾

同 小 野 正 明

同 藤 野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和２年監査委員告示第２号）に準拠し、本監査を実施した。

１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第１項に規定する財務監査及び同条第２項に規定する行政監査

２ 監査の対象

選挙管理委員会事務局、消防本部及び消防署の原則として令和６年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

３ 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- （１）住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- （２）常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

４ 監査の主な実施内容

監査に当たり、消防長及び選挙管理委員会事務局長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- （１）選挙管理委員会事務局及び消防の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記３の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重 点 監 査 項 目		
共 通 項 目	支出事務	現金の出納及び保管について
		旅費及び費用弁償について
	財産管理事務	備品の管理について
		公印の管理について
		切手その他金券類の管理について

個別項目	消防本部	消防手数料の収納について
		別府市防火委員会補助金について
		委託契約について
	総務課	産業医について
	総務課	消防団の報酬等について
	総務課	消防団の費用弁償について
	消防本部	工事の施工状況等について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、選挙管理委員会事務局、消防本部担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、選挙管理委員会事務局、消防本部、消防署及び各出張所において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、選挙管理委員会事務局事務室、消防本部、消防署及び各出張所

(2) 実施日程 令和7年1月9日から令和7年2月28日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

旅費及び費用弁償について（消防本部）

令和6年度の旅費及び費用弁償において、旅行命令権者が旅行命令を発していない事例、消防団員の旅行命令を失念していた事例、旅費を事後に支給した事例、旅行後の復命がなされていない事例及び精算が遅れていた事例が見受けられた。

別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 個別項目

委託契約について（消防本部）

提出された作業完了報告書の作業内容の記載が不十分であったもの、また、契約時の清掃基準表に定めた清掃の一部において実施確認ができていなかったものが見受けられた。受注者に適正な作業完了報告書の提出を求め、履行確認を徹底されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。